明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）　一
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同五八）　六

〔規　則〕
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（原子力規制委二）　八

〔告　示〕
○適格消費者団体を公示する件（消費者庁三）　一四
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務一八四）　三五
○事故由来廃棄物等処分業務特別教育規程（厚生労働一四〇）　三五
○安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（同一四一）　三六
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（原子力規制委三）　三七

〔官庁報告〕
国家試験
第七十一回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　三九
第四十五回社会保険労務士試験の実施について（同）　四〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会弁護士過疎・偏在対策事業・日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則中一部改正・福祉厚生規則中一部改正・懲戒の処分、土地家屋調査士名簿登録等関係　四一
地方公共団体
解散命令関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第百条第一項、第百三条第一項及び第百十三条、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十一条第六号並びに作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）第一条第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　汚染の防止（第二十二条―第四十一条の二）」を「第四章　汚染の防止
第一節　放射性物質（事故由来放射性物質を除く。）に係る汚染の防止（第二十二条―第四十一条の二）
第二節　事故由来放射性物質」に、「第四十一条の三・第四十一条の十一」を「第四十一条の三―第四十一条の十四」に、「第五十二条の七」を「第五十二条の八」に改める。

第二条第三項中「第五十九条の二第一項第二号及び第六十一条の三において」を「以下」に、「、同項第三号」を「及び同項第三号」に改め、「及び同条第八項に規定する特定線量下業務」を削る。

第三条の二第一項中「第三十三条第一項の貯蔵施設又は」を「第三十三条第一項（第四十一条の九において準用する場合を含む。）の貯蔵施設、」に改め、「保管廃棄施設」の下に「、第四十一条の四第二項の事故由来廃棄物等取扱施設又は第四十一条の八第一項の埋立施設」を加え、「遮へい壁」を「遮蔽壁」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に、「設けて」を「設ける等により」に改める。

第四章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節　放射性物質（事故由来放射性物質を除く。）に係る汚染の防止

第二十二条第一項中「事業者」の下に「（第四十一条の三に規定する処分事業者を除く。以下この節において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「こん虫」を「昆虫」に改める。

第三十一条第一項中「放射性物質取扱作業室の出口」を「管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口」に、「放射性物質取扱作業室において」を「管理区域において」に、「その室」を「その区域」に改め、同条第二項中「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改める。

第三十二条第一項中「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改め、同条第二項中「除去するための施設」の下に「、放射性物質取扱作業室」を加え、「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改める。

第三十三条第一項中「又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物（以下「汚染物」という。）」を削り、「ふた等」を「蓋等」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「汚染物」を「別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物（以下「汚染物」という。）」に、「もれる」を「漏れる」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。